

高圧ガス容器管理委託契約書

代理登録の依頼者名：_____（以下「甲」という。）は、株式会社大岡酸素商会（以下「乙」という。）との間に、甲の所有する高圧ガス容器（液化石油ガス以外のガスを充てんするもの、以下容器という。）について、下記に示す高圧ガス保安法容器保安規則第10条第5項〔保安上支障がないものとして細目告示に定める方式（容器所有者登録制度等）をもって、法に定める容器所有者の表示とすることができる。〕の規定に基づき、容器所有者の氏名又は名称、住所及び電話番号の高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）への登録と管理および廃棄、また登録記号番号（L247）の打刻について、下記の通り契約する。

第1条 甲は、甲の所有する容器(対象となる容器番号は書面末尾に記載する)____本に対し、以下に定める内容ののりによって管理委託契約を締結する。

第2条 乙は甲より管理を委託された容器に対し、契約締結時ならびに契約の更新ごとに当該容器の状態を確認するとともに、充てんに拠って充填圧力に耐えうることを証明し、付与した刻印を施し、あるいは減失していないか確認する。

甲はこの点検に関わる充てん、およびこれに付随する容器再検査のために乙が必要とする期間、容器を乙に預けることを了承した。

第3条 通常甲は、乙に管理委託した容器に充てんされた高圧ガスを甲の業務などに用いることができるものとする。このとき甲は善良な管理者の立場をもって、高圧ガス保安法および労働安全衛生法等の規定に従い、さらにメーカーおよび高圧ガス供給者の指導に従い、責任を持って運用管理し、決して高圧ガス容器として本来の目的以外に利用しない。また甲の管理下にある間、当該容器の使用上の一切の責任は甲が負うものとする。

第4条 甲は容器の受け渡しのたび、その管理のため容器受払責任者を選任し、その立会いの下、容器の授受の確認を乙の納入者と共に行う。容器の授受は、その受け渡しごとに乙によって発行される伝票等書面を甲乙両者が当該容器返却の日より2年間以上保存して後日の証とする。

第5条 容器を受渡しする際、甲は乙の作成した受渡しする容器固有記号番号を記した伝票に受領の証として署名又は捺印し、乙は容器の引き取り時に引き取り年月日と容器固有記号番号を記した容器預かり伝票を甲に対して発行する。

第6条 契約した容器の所在において甲乙に意見の食い違いがあった場合の証明は、第4条で定められた伝票保存の期間、第5条に定められた容器の授受時に取り交わした伝票等書面をもって、最終の引渡しにおいて引き渡し元となった側の責任において、引渡し先に対し、これを証明する。

第7条 甲は、容器について、その高圧ガス消費終了後、または消費をしばらく中断する際には速やかに乙に引き渡さなければならない。

第8条 甲は、乙に管理を委託した容器が、故意、過失の如何にかかわらず、紛失、または盗難の被害にあった時は、甲はただちに乙に連絡して、本契約を解除する。

また、盗難または紛失の場合には甲の責任において都道府県に遅滞無く届け出、万が一この紛失または盗難によって、乙に損害が生じた場合は、甲は乙に対しその損害を賠償しなければならない。

第9条 この契約が解除されたときは、甲は所有する高圧ガス容器に打刻されている乙の登録記号番号を、遅滞なく抹消して、他の方法により適正な表示に代えたことを乙に報告する義務を有する。

第10条 甲は、容器を占有する期間、当該容器が本契約によって管理委託された容器であることを容器自身に明示し、本契約を認知するものが立ち会わなくとも、契約内容が履行されるようにしておかなければなら

ない。

第11条 乙は受け渡しからの期間、ガスの残量に関わらず、甲が管理している容器を保安上の判断により持ち帰って点検することができる。このとき乙は甲に対して、事前または事後に、必要に応じて口頭または書面において、理由を説明する義務を負う。しかし甲はその内容の如何に関わらず、乙に対して、容器ならびに内容物である高圧ガスが持ち帰られたことによって損失が発生した場合も、なんらの請求も行わず、内容物であるガスに対する所有権を主張しない。

第12条 甲の事由により、乙が契約容器を預かる場合には、安全のためガスを放出して1MPa以下に内圧を落としたり、容器とバルブを個別に保管するなどの措置を講ずる場合がある。また、甲はその容器の管理料として1か月あたり容器の購入代金の1割を乙の請求に応じて支払うものとする。

第13条 甲の容器に起因する事故あるいは事件等によって民事責任が発生した場合、その責任はすべて管理者である甲が負うものとする。

第14条 甲は、充てんするガス料金の1割を、容器の管理委託料として、乙に契約開始または更新時に発生する充てん料金とともに支払うものとする。

第15条 容器の刻印、再検査費用、磨耗や破損などによって交換する付属設備及び公租公課については甲の負担とする。

第16条 甲が、当該容器を廃棄するときには、乙に依頼してこれを行う。乙が指定する方法によって行われる廃棄に必要な費用は、甲が負担する。

第17条 本契約は締結の日から発効し、その有効期間は各々の容器について、乙から甲への最終引渡しから1ヶ年とする。内容に変更のある場合は期限の2ヶ月前に申し出、甲乙が誠意を持って協議する。変更の申出のない場合は、本内容を持って契約を更新し、その後も同様とする。

第18条 本契約に定めのない事項については甲、乙、誠意を持って円満な解決を図ることとする。

以上本契約締結の証として本書2通を作成し、記名捺印の上各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲(依頼主) 住所
名称
代表者 印

乙(委託先) 住所
名称
代表者 印

■契約容器記号番号_____

■最終充填記録
